

請 願 文 書 表

令和8年9月1日配付

総務文教常任委員会付託

子どものゆたかな学びと育ちを保障するための
2027年度政府予算に係る意見書採択の請願書

- 1 受 理 番 号 第1号
- 2 受理年月日 令和8年8月20日
- 3 請 願 者 淡路市志筑新島6-2
 津名教職員組合 執行委員長 川畑 大和
- 4 紹 介 議 員 多田 耕造

5 請願の趣旨及び理由

【請願趣旨・理由】

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

給特法等改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は28年度までに35人に引き下げられます。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。また、4月から学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画によりすすめられていますが、「3分類」にかかわらず業務の外部移行・委託を行うための国による自治体への財政措置等が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、2027年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

【請願事項】

1. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を堅持すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、事務職員等の少数職種を含む加配定数の拡充など「新たな『定数改善計画』」を上回る教職員定数改善を推進すること。
また、スタッフ職の配置拡充をはかること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減はおこなわないこと。
4. 小・中学校のさらなる学級編制標準の引き下げ等、少人数学級について検討すること。

あわせて、高等学校での３５人学級を早急に実施すること。

- ５．教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。
- ６．自治体が「３分類」をはじめとした働き方改革を実行するのに必要な財政措置を講じること。

子どものゆたかな学びと育ちを保障するための

2027年度政府予算に係る意見書（案）

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

給特法等改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は28年度までに35人に引き下げられます。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。また、4月から学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画によりすすめられていますが、「3分類」にかかわらず業務の外部移行・委託を行うための国による自治体への財政措置等が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を堅持すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、事務職員等の少数職種を含む加配定数の拡充など「新たな『定数改善計画』」を上回る教職員定数改善を推進すること。また、スタッフ職の配置拡充をはかること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減はおこなわないこと。
4. 小・中学校のさらなる学級編制標準の引き下げ等、少人数学級について検討すること。あわせて、高等学校での35人学級を早急に実施すること。
5. 教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。
6. 自治体が「3分類」をはじめとした働き方改革を実行するのに必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和8年 月 日

兵庫県淡路市議会議長 田尾 成

提出先

衆議院議長 森 英介 様

参議院議長 関口 昌一 様

内閣総理大臣 高市 早苗 様

財 務 大 臣 片 山 さ つ き 様

総 務 大 臣 林 芳 正 様

文 部 科 学 大 臣 松 本 洋 平 様

令和8年8月20日

請願趣旨説明等の申出

淡路市議会議長 田尾 成 様

この度の請願「子どものゆたかな学びと育ちを保障するための2027年度政府予算に係る意見書」の採択を求める請願の審査に際しては、淡路市議会請願及び陳情取扱要綱6条および7条により、趣旨説明をさせていただきたいと考えております。日程が確定次第、ご連絡いただければ幸いです。

どうしても調整が見つからない場合は、請願趣旨に沿って、紹介議員より当方の趣旨をご説明いただければと存じます。

ご配慮のほど、よろしくお願い申し上げます。

津名教職員組合

書記長 平田 雅士